鹿児島県高等学校文化連盟　賛助会員規程

（目的）

第１条 この規程は，鹿児島県高等学校文化連盟（以下，県高文連という）の趣旨に賛同する賛助会員について定め，県高文連への理解と協力を高めることにより，規約第3条の事業の円滑な実施に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において賛助会員（以下，単に会員という）とは，県高文連の趣旨に賛同し，運営，事業を積極的に支援しようとする個人又は法人をいう。

２　この規程において，賛助会費とは県高文連を支援するための金銭をいい，会員の毎年度の賛助会費を「年会費」と呼称する。

（資格）

第3条 会員の資格は年度ごとに更新されるものとする。資格の更新は年会費の納入を以て正式に発効する。

（入会）

第4条 会員として入会しようとする場合は，「賛助会員入会申込書」（様式 25 号）を会長に提出するものとする。

２　前項の申し出があった時は，会長は理事会の承認を得て会員として登録する。

３　前項において，事前に承認を得る暇がなく協賛金の納入があった場合は，会長は協賛金を出納した上で会員登録をし，直近に開催される理事会において承認を求めるものとする。

（年会費）

第5条 会員の年会費は，法人会員１口１万円，個人会員１口3千円とし１口以上とする。

２　年会費は概ねその年度の 12 月末日までに納入するものとする。

３　年会費は，会員の申し出により入会したときの口数を増減することができる。

（会費の取り扱い）

第6条 年会費については，県高文連の事業に使用するものとする。なお，会員より使途の指定があった場合には，指定された事業等に使用する。

２　前項の事業等に充当すべき金額について，これに充ててなお残余がある場合は県高文連の運営的経費に充当することができる。

（特典）

第7条 会員は，会長が別に定める口数の範囲においてそれに対応する特典を得られるものとする。

２　この場合，その年度に受けられる特典の口数は前年度のものによる。ただし，特典が効力を持つ前に口数の増減変更申し出があった場合には変更後の口数による。

（資格の喪失および退会）

第8条　会員が第5条2に示す期限までに年会費を納入しなかった場合，会員資格を喪失する。なお，再入会はこれを妨げない

２　会員が退会しようとするときは事前に会長に届け出るものとする。

３　会員が資格を喪失および退会した場合は，会長は直近の理事会においてその旨を報告するものとする。

４　会員の退会が年度途中である場合でも，すでに納入された会費は返還しない。

（除名）

第9条　次の場合は会員を除名することができる。

（1）　県高文連の信用を失墜させる行為があった場合

（2）　会員が違法行為等で刑罰を科せられた場合

（3）　会員が反社会的団体の構成員または関係者であることが判明した場合

（補足）

第 10 条　入会を希望しないで協賛の申し出があった場合の取り扱いは，本規定第5条及び第6条の規定を準用するほか次の通りとする。

（1）　「賛助会員入会申込書」（様式 25 号）に代えて，県高文連において賛助受け入れの記録を作成する。

（2）　第4条の年会費の口数制限は適用しない。

（3）　特典は第 6 条に定めるものに準じることとするが，50万円未満の場合は「特典1」のみとする。

（改廃）

第 11 条　この規程の改廃は，理事会の決議による。

附則

この規程は令和3年2月 23 日から施行する。